

高齢者向け住まい選びにご活用ください！



認知症の
サポートを
してくれる

子供家族の
近くに住み
たい

医療機関と
連携している



本人・家族

夫婦二人で
暮らしたい

食事管理を
してくれる



高齢者住まい事業者団体連合会

公益社団法人全国有料老人ホーム協会
一般社団法人全国介護付きホーム協会
一般社団法人高齢者住宅協会

届出紹介事業者



ご希望、困りごとをお伺いし、
住まい探しのお手伝いをします。



紹介事業者届出公表制度

目的

「高齢者向け住まい紹介事業を行う事業者（紹介事業者※）」の一覧を公表することで、ホームへの入居検討者もしくはその家族、またはケアマネジャーもしくは医療機関の皆様にとって、相談先の参考となることを目的として制度が作られました。

※紹介事業者は、入居検討者に対して高齢者向けホームを紹介し、見学や入居契約に至るように支援する民間のサービス業です。

制度が出来た背景

令和元年（2019年）、厚生労働省の老健事業（老人保健健康増進等事業の略）のひとつである「高齢者向け住まい等の紹介の在り方に関する調査研究」において、3か年に渡って次のテーマで検討がすすめられました。

令和元年度：紹介事業の実態調査・リーフレット作成

令和2年度：届出公表制度の創設

令和3年度：紹介事業者向けeラーニングの開発
（展開は、令和4年度）

[「届出紹介業者」の検索はこちら](#)



以下の行動指針・遵守項目を表明の上、本制度に届出されています。

行動指針

高齢者向け住まいの相談・紹介にあたっては、入居検討者の心身の状況や希望に沿って、その方にとってのふさわしい住まいや暮らし方を公正・誠実に提案し、利用者にとってのベストマッチが実現されることを目指します。

遵守項目

- ① 紹介事業者は、入居検討者に対し、地域の高齢者向け住まいの一部から紹介している場合には、その旨（すべての高齢者向け住まいから紹介しているわけではないこと）を説明します。
- ② 紹介事業者は、高齢者向け住まいと、紹介手数料の支払いルール（紹介案件の有効期間、短期契約終了時の手数料返金、複数の紹介事業者からの紹介重複時の取り扱い）を明確にします。
- ③ 紹介事業者は、個人情報保護の指針を定め、個人情報保護の取組みを行います。
- ④ 紹介事業者は、苦情が発生した場合に、その解決に努めます。
- ⑤ 紹介事業者は、介護保険法その他の法令を遵守します。
- ⑥ 紹介事業者は、反社会的勢力でないことを表明します。

—— 厚生労働省老健局の支援を受けて実施 ——

教育研修システム(e-ラーニング※)を受講した 紹介事業者スタッフが住まいを紹介します！

紹介事業者は高齢者向け住まいの紹介に関わるということは人間らしい生活を営み、社会と繋がる為の大切な基盤となる「住まい」に関して支援をするという重要な責務を負っています。本講座ではその人らしい暮らしの現実を支援する専門職として、

- ・ 紹介業の相談業務に特化
- ・ 必要とされる知識・行動
- ・ 大切な倫理観などの心構え



を中心に学んでいき消費者保護の観点で紹介品質の向上そのものを上げて行く為、厚生労働省老健局が支援し一般消費者の方が安心して相談できる業界を目指した取り組みです。

※ 令和3年度の厚生労働省老健局の老健事業のひとつを日本福祉大学が受託、高住連が監修の元、相談の質の向上を目的として制作された基礎講座です。

高齢者住まい事業者団体連合会(高住連)

☎03-5296-9730 ✉koujuren@gmail.com 高住連 🔍



(高住連 構成団体) 全国有料老人ホーム協会 / 全国介護付きホーム協会 / 高齢者住宅協会